等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するも	等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するも
ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人	ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人
に掲げる者に該当するものを除く。)	に掲げる者に該当するものを除く。)
ハ ロに掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又はロ	ハ ロに掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又はロ
定める者	定める者
において同じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で	において同じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で
のを含む。)をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項	のを含む。)をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項
の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するも	の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するも
ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社、組合そ	ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社、組合そ
イ 当該同一人自身の合算子法人等	イ 当該同一人自身の合算子法人等
一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者	一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者
) とする。) とする。
九項第四号及び第十項第五号において「受信合算対象者」という。	九項第四号及び第十項第五号において「受信合算対象者」という。
る者(農林中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第	る者(農林中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第
中央金庫の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げ	中央金庫の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げ
る者を除く。以下この項において「同一人自身」という。) が農林	る者を除く。以下この項において「同一人自身」という。) が農林
は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のあ	は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のあ
第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者	第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者
(同一人に対する信用の供与等)	(同一人に対する信用の供与等)
現	改正案

のを除く。)

掲げる者に該当するものを除く。) を有するもの(ロに) 会社以外の者(国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。) であって、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定するものを除く。)

するものを除く。) 百分の五十を超える議決権を有するもの(ロに掲げる者に該当へ 会社以外の者であって、ロに掲げる者の総株主等の議決権の

でに掲げる者に該当するものを除く。)超える議決権を有する法人等(当該同一人自身及びイからへまト ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を

権を有する他の会社(当該同一人自身及びイから二まで、ト又人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決を有する者に限る。似においた同じ。)がその総株主等の議決権を有する者に限る。似において「合算会という。)又はホ若しくはへに掲げる者(へに掲げる者において「合算会決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。似において「合算会という。)がその総株主等の議決権を有する他の会社(当該同一人自身及びイから二まで、ト又大権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(当該同一人自身及びイから二まで、トストールを持入がある。

はチに掲げる者に該当するものを除く。

はチに掲げる者に該当するものを除く。

のを除く。)

ホ

掲げる者に該当するものを除く。) を有するもの(ロにう。以下この条及び同号において同じ。) の百分の五十をこの条及び次条第一項第四号において同じ。) の百分の五十をこの条及び次条第一項第四号において同じ。) の百分の五十をこの条及び次条第一項第四号において同じ。) であって、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第同じ。)であって、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第目じ。) であって、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第目がる者に該当するものを除く。)

でに掲げる者に該当するものを除く。

- (1) 当該同一人自身の子会社
- ② 当該同一人自身を子会社とする会社
- 掲げる会社に該当するものを除く。) (3) (2)に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に
- イ 当亥司一人自身がその窓朱主等の義央権の百分の丘上を置えて一、当亥司一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者の会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社を超える議決権を有する会社(当該同一人自身及び②に掲げる)、ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十(4)ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十

社」という。)
 社」という。)
 る議決権を有する会社(ロ及び第六項において「同一人支配会イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超え一 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

1

会社(イに掲げる者に該当するものを除く。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう

2

前項に規定する「合算子法人等」とは、

次に掲げる法人等をいう

いう。)に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」との他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの(第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」とめるもの(第三号及び次項において「意思決定機関」という。)を支配して及び次条第二項において「意思決定機関」という。)を支配している。)に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。)を支配して及び次条第二項において「意思決定機関」という。)を支配して

- (1) 当該同一人自身の子会社
- 当該同一人自身を子会社とする会社

(2)

- 掲げる会社に該当するものを除く。) (3) (2)に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に
- 社」という。)

 社」という。)

 社」という。)

 (ロ及び第六項において「同一人支配会を超える議決権を有する会社(当該同一人自身及び(2)に掲げる者同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者の一人自身及び(2)に掲げるという。)
- 会社(イに掲げる者に該当するものを除く。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社

いう。)に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」とめるもの(第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」とめるもの(第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」とめるもの(第三号及び次項において「意思決定機関」という。)を支配して及び次条第二項において「意思決定機関」という。)を支配している法人等の財務及び事業の方針を決定する機関(以下この号

法人等とみなす。 定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当この項において「実質子法人等」という。)。この場合においてという。)がその意思決定機関を支配している他の法人等(以下

一 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは三以上の実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がある法人等を除く。)は、当該実質親法人等の一若しくは実質に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等しくは実質に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等において「実に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等の実質子法人等の表情が表している。

法人等(前二号に掲げる法人等を除く。) 三 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限る。)の実質子

3

方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等をいう。以下この項において同じ。)が出資、取締役そのの提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者とはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保をの決した。)又はその合算者とは、法人等(受信者連結第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等(受信者連結

法人等とみなす。

定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決該実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当この項において「実質子法人等」という。)。この場合においてという。)がその意思決定機関を支配している他の法人等(以下

二 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上に掲げる法人等を除く。) は、当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等以外の子会社とみなす。

法人等(前二号に掲げる法人等を除く。)三 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限る。)の実質子

3

方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等 (大法人等をいう。以下この項において同じ。)が出資、取締役その ではこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保 である者をいう。以下この項において同じ。)が出資、取締役その の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の が出資、取締役その が出資、取締役その を が出資、取締役その を が出資、取締役その を が出資、取締役その を が出資、取締役その を が出資、取締役その を が出資、取締役をの を が出資、取締役をの を が出資、取締役をの を が出資、取締役をの

の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会合算子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

議決権の割合を算定する場合について準用する。5 法第二十四条第五項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の

社の子会社とみなす。

げるものとする。 出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲ィ 法第五十八条第一項本文の信用の供与又は出資(信用の供与又は

一 貸出金として主務省令で定めるもの

一 債務の保証として主務省令で定めるもの

三 出資として主務省令で定めるもの

規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)とし、第十項において同じ。)に対する信用の供与等(同条第一項本文に同一人(同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び同一人(同条第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、当三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、合算子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

4

社の子会社とみなす。

、第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会

議決権の割合を算定する場合について準用する。 5 法第二十四条第五項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の

とみなす。 らの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社らの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社ら、第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これ

げるものとする。 出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲7 法第五十八条第一項本文の信用の供与又は出資(信用の供与又は

貸出金として主務省令で定めるもの

二 債務の保証として主務省令で定めるもの

三 出資として主務省令で定めるもの

規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)とし、第十項において同じ。)に対する信用の供与等(同条第一項本文に同一人(同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

の二十五とする。 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分

- 、次に掲げる理由とする。9 法第五十八条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は
- 信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしいて「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしいて「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生むいて「信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「
- るにと。

 「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八のにより。

 「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八
- ある組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。 与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員で務省令で定めるものに限る。) に対して、農林中央金庫が信用供務設を行う債務者等(会員が主たる出資者となっているもので主

の二十五とする。 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分

- 、次に掲げる理由とする。 3 法第五十八条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は
- 信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしいて「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしいて「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしいて「信用供与等限度額」という。)があって次号及び第三号の規定に該当するおおそれがあること。
- ること。
 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八
- ある組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。 | 与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員で務省令で定めるものに限る。)に対して、農林中央金庫が信用供施設を行う債務者等(会員が主たる出資者となっているもので主三 法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るため必要な

額を超えることとなること。 林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農

10

農林中央金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の局一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を開えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額を開えることとなることとすることとなることにより

額を超えることとなること。林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度四、債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農

政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の

等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子

しい支障を生ずるおそれがあること。 とい支障を生ずるおそれがあること。 となる場合において、当該合計額を合算信用供与等限超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額を同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の一 農林中央金庫が新たに子会社等を有することとなることにより

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びそ

者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務の子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与二 前項第二号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びそ

る組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員であの子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与四 前項第三号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びそ

ととなること。

人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えるこ

林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一

本 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農

を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

しくは農林中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難
しくは農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用
は農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用

払について保証しているものを除く。)とする。 掲げるものに対する信用の供与等(政府が元本の返済及び利息の支11 法第五十八条第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に

は承認を受けなければならない法人 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又

二 特別の法律により設立された法人(前号に掲げる法人を除く。

者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務の子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与

本中央金重及びその子会社等又は農林中央金重の子会社等の司ー五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農 等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員であ の子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与 四 前項第三号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びそ

ととなること。

人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えるこ

林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一

を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由しくは農林中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難の供与等をしないこととすれば農林中央金庫及びその子会社等若は農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用は農林中央金庫及びその子会社等又

払について保証しているものを除く。)とする。 掲げるものに対する信用の供与等(政府が元本の返済及び利息の支11 法第五十八条第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に

は承認を受けなければならない法人

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又

) で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のな一 特別の法律により設立された法人(前号に掲げる法人を除く。

いもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができ)で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のな

三 特別の法律により設立された法人(前二号に掲げる法人を除く 。)で法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るため必

要な施設を行うもののうち、主務大臣の定めるもの

兀 日本銀行

五. 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定める

められる者に対する信用の供与等とする。

の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同

一と認 信用

法第五十八条第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、

12

る法人

三 特別の法律により設立された法人(前二号に掲げる法人を除く 。)で法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るため必

要な施設を行うもののうち、主務大臣の定めるもの

日本銀行

兀 Ŧī.

外国政府、 外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定める

もの

(新設)

いもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができ